#### 船橋市市民活動・ボランティア スタートアップ 実施要綱

(目的)

第 | 条 この要綱は、市民の市民活動やボランティア活動への参加機会及び市民と市民活動団体との交流の機会を創出し、これらを通じて、市民による自主的かつ主体的なまちづくりへの参加促進及び市民活動団体の活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。
  - (1)市民活動 市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動
  - (2)市民活動団体 船橋市市民活動サポートセンター利用登録団体
  - (3)サイト 船橋市が運営するふなばし市民力発見サイト
  - (4)参加希望者 市民活動団体、市、各地区社会福祉協議会、又は町会・自治会等が行う 活動や事業にボランティアとして参加する者
  - (5)活動受入れ 市民活動団体、市、各地区社会福祉協議会、又は町会・自治会等が行う 活動や事業にボランティアを受け入れること
  - (6)活動先 市民がボランティアとして参加する市民活動団体、市の所管課、各地区社会福祉協議会又は町会・自治会等

(対象となる活動)

- 第3条 この制度において対象となる活動は、活動先が任意に設定する期間に行う活動又は 事業とし、以下の各号に掲げるものとする。
  - (I)市民活動団体が行う市民活動で、かつサイトのボランティア募集欄に掲載があるもので、次に掲げる各号の要件をすべて満たすもの
    - ⑦【証明書対象】と記載のあるもの
    - ⑦開催日を明記しているもの
    - ◎活動内容を明記しているもの
    - 国開催日が3か月後の応当日以前であること
    - ⑦開催場所が船橋市内であること

    - (予問い合わせ先及び担当者を明記していること)
    - ⑦その他サイトのボランティア募集記事作成における必須事項を明記していること
  - (2)市がボランティアを募集する事業で、かつサイトのボランティア募集欄に掲載があるもの
  - (3)市内の各地区社会福祉協議会がボランティアを募集する活動で、かつサイトのボランティア募集欄に掲載があるもの
  - (4)市内の町会・自治会等が行う活動で、かつサイトのボランティア募集欄に以下の必要事項を掲載しているもの
    - ⑦団体名
    - (イ)主な地区
    - の主な活動内容
    - 闰担当者氏名

#### 闭連絡先

- 2 前項各号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は本制度の対象とならない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力 団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係 者(以下「暴力団等」という。)並びにその統制下にある団体を利する活動
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- 3 第 I 項第 2 号に定める市がボランティアを募集する事業は、市民協働課が全庁に照会し 回答のあった事業とする。
- 4 第 I 項第 3 号に定める各地区社会福祉協議会がボランティアを募集する事業は、船橋市 社会福祉協議会が一括してサイトのボランティア募集欄へ掲載することができる。
- 5 第 I 項第 4 号に定める町会・自治会等の活動に関連して、市民協働課がボランティアを 受け入れる町会・自治会等をとりまとめて必要事項をサイトに掲載するものとする。
- 6 第 I 項第 2 号から 4 号に定める事業および活動に係るサイトへの掲載期限は掲載のあった当該年度限りとする。

(対象となる者)

- 第4条 この制度の対象となる者は、第3条第1項の各号に定める活動又は事業への参加希望者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1)市内に在住する者
  - (2)市内に在勤する者
  - (3)市内に在学する者

(募集方法)

第5条 この制度において活動先がボランティアの募集をする場合は、市民力発見サイトの ボランティア募集欄に掲載し、対象となる者に周知するものとする。

(申込方法)

- 第6条 第4条に該当する活動希望者が、第5条に定める活動先が募集するボランティアに 申し込む場合は、サイトに掲載の各問い合わせ先に連絡し活動先の指示に従うか、又は活 動先がサイトに明記する申込方法に従い、直接活動先に申込を行うものとする。
- 2 前項に定める申し込みを行う者が未成年である場合は、申込にあたって親権者の同意を必要とする。

(ボランティア活動への参加)

- 第7条 第6条に定める申し込みを行った者は、活動先の指示に従いボランティア活動に参加する。
- 2 活動先は、第6条第 I 項に定める申し込みを行う者が未成年である場合は、前条第 2 項の規定に基づき、親権者の同意の有無を確認し、同意のある場合のみ活動受入れを行うものとする。

(ボランティア活動証明書の発行)

第8条 第7条のボランティア活動に参加した者で、以下に掲げる全ての書類をボランティ

ア活動に参加した日から3か月以内に提出した者に対して、市はボランティア活動証明書 (第3号様式)を発行する。

- (1)第3条第1項各号に掲げるすべての活動 ボランティア活動報告書(第1号様式)
- (2)第3条第 I 項第4号に掲げる活動 ボランティア活動確認書(第2号様式)で、所定の 記載欄に当日の運営責任者の署名があるもの
- 2 前項の証明書の発行にあたっては、ボランティア活動への参加の疑義がある場合は、市 は対象者又は活動先に、活動や対象者の参加の有無等について確認を行うものとする。 (補償)
- 第9条 第7条に定めるボランティア活動の実施に際し事故が発生し対象者が傷害を被った場合は、別に定める船橋市市民活動総合補償制度の規定に則り対応するものとする。ただし、同制度の対象とならない場合はこの限りではない。

(事務所管)

- 第 I O 条 この要綱に基づく制度に関する事務は、市民協働課が所管する。 (その他)
- 第 I I 条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、市長が別に定める。 附則
- この要綱は、令和 5 年 | 2 月 | 日から施行する。 附則
- この要綱は、令和6年4月 | 日から施行する。



### **船橋市市民協働課** 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

FAX: 047-436-2299

E-mail: shiminkyodo@city.funabashi.lg.jp

# ボランティア活動報告書

#### 【活動者について】

ふりがな		年代	10 代以下 40~50 代	
氏 名		-  -	80 代以上	00 7010
住所 (証明書送付先)	〒 -			
勤務先名又は 学校名	※船橋市在住ではない方のみご記入ください			
連絡先(電話番号)				
連絡先 (メールアドレス)				

#### 【ボランティア活動について】

活動先(団体名)	
活動日時	
活動場所	
活動内容	
活動を通した	
気づき・学び	

年 月 日

### ボランティア活動確認書

当日運営責任者名

※当日の運営責任者が自筆で記載してください。

下記の参加者がボランティア活動に参加されたことを確認しました。

記

#### <以下参加者記載欄>

参加者名	
活動日時	
活動先	

年	月	日

## ボランティア活動証明書

船橋 太郎 様

船橋市長 松戸 徹 印

上記の者は下記のとおり、ボランティア活動に参加されたことを証明いたします。

記

活動先	
活動日時	
活動場所	
活動内容	